令和２年４月６日

保護者　様

たつの市立揖保川中学校

校　長　　嘉ノ海　仁士

**令和２年度「特別警報」及び「警報」発令時の登校について**

「特別警報」及び大雨・台風による暴風雨・大雪にかかる「警報」発令時の生徒の登校について、次のように対応します。

ついては、テレビ・ラジオ等の気象情報を確認して、下記のとおり対応をお願いします。

記

１　　臨時休業

（１）午前７時の時点で、たつの市に「特別警報」及び「暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪」のいずれかの「警報」（以下「警報」）が発令されているときは臨時休業とします。

※兵庫県南部や播磨南西部に「警報」が発令されている場合であっても、「たつの市」に発令されていない場合には、登校します。

（２）午前７時以降、８時３０分までに、「警報」が発令された場合も臨時休業となります。

２　　登校途中、又は登校済みの場合

　　「警報」発令が登校中、又は登校済みの場合は、生徒の安全確保を最優先に適切に対応をします。

３　　午前８時３０分以降、「警報」が発令された場合

　　通学路の安全等を確かめてから下校させる等の対応をします。生徒の安全確保を最優先に適切に対応します。

４　　その他

（１）「警報」による問い合わせは、緊急電話などが不通になると困りますので、ご遠慮下さい。

（２）「警報」が発令されていなくても、登校時の安全等に問題があると判断したときは、別に連絡をしますのでその指示に従って下さい。

（３）午前７時の時点で、たつの市に「特別警報」「大雨・洪水・大雨・暴風・暴風雪」のいずれかの警報が発令されているときは、学校給食は中止とします。

※裏面に「学校給食の対応について」があります。

令和２年４月６日

保護者　様

たつの市立揖保川中学校

　　　校　長　　嘉ノ海　仁士

**令和２年度「特別警報」・「警報」発令時の学校給食の対応について**

　大雨・台風による「特別警報」・「警報」発令時の学校給食について、次のように取り扱います。

記

１　**午前７時の時点**で**たつの市**に「特別警報」「大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪」のいずれかの警報が発令されているときは、その日の学校給食は中止とします。

２　**午前７時の時点**で、警報が発令されていないが、**午前８時３０分**までに警報が発令された場合は、その日の学校給食は中止とします。

３　**午前８時３１分**以降に警報が発令された場合は、学校給食の中止の判断は学校の状況等により学校長が行い、緊急連絡メールにより連絡をします。